

福井県人権施策推進審議会 議事録

1 開催日時 令和5年7月24日(月) 10:00~12:00

2 開催場所 アオッサ7階 706・707会議室

3 出席者

(1) 委員9名

藤井会長(議長)、岩崎委員、朝日委員、荒木委員、加藤錦霞委員、歸山委員、塩野委員、辻委員、向井委員

(2) 事務局

健康福祉部副部長、福井県人権施策推進本部幹事(14名)、地域福祉課

4 審議の主な内容

(1) 福井県人権施策基本方針の時点修正について

・事務局説明

〈以下、(1)福井県人権施策基本方針の時点修正についての議事録〉

(委員)

・ジェンダーアイデンティティの問題について、条例を制定し施行している県はどのくらいあるのか。

(事務局)

・パートナーシップ宣誓制度を導入済の12都府県のほとんどは要綱で定めている。

(2) 福井県人権施策実施状況について

・事務局説明

〈以下、(2)福井県人権施策実施状況についての議事録〉

(委員)

・P11の事業番号11「シニア人材活躍支援事業」は、「新規」の記載が無く、昨年は5,352千円で令和5年度は4,576千円とあり約100万円減額している。何か違いはあるのか。

(事務局)

- ・事業番号11の「シニア人材活躍支援事業」は新規事業ではなく、平成27年からアオッサのシニア人材活躍センターで実施している事業である。
- ・ただ、年内を目途にシニアの活躍支援相談窓口を、福井商工会議所にある人材確保支援センターに、移転する予定。
- ・移転に伴い経費を見直したことで、令和5年度予算は減少しており、移転先の人材確保支援センターの予算にシフトしている。

(委員)

- ・P15の事業番号37「おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業」について、企業へのバリアフリー研修や表示証の普及のほかに、具体的な施策を教えてほしい。

(事務局)

- ・来年4月から施行予定の「障害者差別解消法」の改正法により、民間企業が障がい者に対して合理的な配慮をしないといけないこととなった。
- ・来春の北陸新幹線開業に伴い、来年4月までに障がい者に配慮された新幹線の周辺駅の商業施設等、多くの方が訪れる場所が障がい者にとって配慮された施設となるよう6月補正予算にて、新規事業の補助金を設けた。
- ・また、ハートフルパーキングの整備をさらに進めて、障がい者や高齢者、妊婦の方が快適に生活できるようにしていきたい。

(委員)

- ・P18の事業番号11「ハンセン病人権啓発活動事業」について、福井県でハンセン病の適用を受ける方はどのくらいいるのか。

(事務局)

- ・ハンセン病患者の方で、かつての隔離措置を受け、主に県外での入所施設で暮らしている方が何名かいる。
- ・ハンセン病に関して、県立図書館のロビーで患者の方のパネル展をするなど理解増進を図っている。
- ・また、本人が福井県に帰省される際に、学生、特に高校生対象に授業を開催している。昨年はコロナ禍でできていなかったが、今年から再開していきたいと思っている。

(委員)

- ・病気に対する差別や偏見は、ハンセン病に限らずエイズなどにもあり、患者の数ではエイズの方が圧倒的に多い。

- ・疾患に対する差別や偏見について、ハンセン病だけではなくいくつかの疾患をまとめて啓発活動を行うことを検討してほしい。

(委員)

- ・P8の事業番号76には、「安定的な保育人材の確保を推進」、事業番号75には、「魅力発信」と記載されているが、具体的にはどのようなことをするのか。

(事務局)

- ・事業番号75については、指定保育士の養成施設を通じて潜在保育士を対象とし、保育士のやりがいなどの魅力をPRしてくことを考えている。
- ・事業番号76については、就業している保育士等を対象に住居を借り上げている場合に、住居手当相当分を園に対して補助することを考えている。また、子育てをしている保育士が、子育てと仕事を両立できるように、現場でフォローする体制を整備した場合に、子育て世帯がいる人数に応じて補助金を出す。

(委員)

- ・P17の事業番号3「研修生中国派遣促進事業」について、この研修は、語学あるいは技術などの研修、どちらか。

(事務局)

- ・事業番号1「浙江省技術研修員受入事業」の期間は、9月から3月までの半年少しである。
- ・コロナで去年は受入れができなかったが、今年は受け入れる予定で浙江省と調整している。

(委員)

- ・女性のリーダー研修会や、年1回の会長、副会長、女性部長集めての会議等がある。
- ・地域の講師は大体わかっているが、県から派遣できる講師の名簿がないため、研修に役立つ講師の名簿があれば県の老人クラブ連合会を通じていただきたい。
- ・末端まで事業をPRするためには、老人クラブ連合会を通じて、市町にパンフレットが流れるようになっている。良い事業がたくさんあり理解してきたいと思っているので、教えていただきたい。

(事務局)

- ・講師の方を紹介させていただく。
- ・周知について、パンフレットやチラシでお知らせしているが、十分ではないところがあるので、老人クラブ連合会や市町と協力して周知に努めていく。

(委員)

- ・近年、中国と台湾の方の人数が減少傾向にある一方で、ベトナムの方の人数が増加している。中国語を話せる人は多いと思うが、ベトナム語を話せる人が少ない印象がある。
- ・ベトナム人の研修生は増えていると思うが、県民に対するベトナム語の研修やサポートはあるのか。

(事務局)

- ・通訳でいうと、外国人相談窓口を国際交流会館の1階に設けており、土日の週2日、ベトナム語の通訳の方に入ってもらっている
- ・ベトナム語を学習する授業は開催していないが、外国人コミュニティリーダー制度を設けていて、そこに参加しているベトナム人は多い。
- ・そういった方を通じて、災害やコロナの情報をお伝えして、SNSを通じた情報提供をさせていただいている。

(委員)

- ・外国人は現地の人とコミュニケーションをしたいと思っている。
- ・現地の方がその国の言葉を話すことができると、親近感が湧きやすい。
- ・その国の文化についても、もっと学習していく必要があると思う。

(3) パートナーシップ宣誓制度の導入について

・事務局説明

〈以下、(3) パートナーシップ宣誓制度の導入についての議事録〉

(委員)

- ・解消手続きについて、一方が別れたくない場合はどうするのか。訴訟事件にはなり難いが、調定の可能性はある。

(事務局)

- ・パートナーシップ宣誓制度は法律上の効果（権利・義務）が発生するものではない。パートナーを解消したい場合は、解消したい方が宣誓書受領証を県に返還するという手続きにしている。

(委員)

- ・ 法的な利益を与えるものではないということで進めていくわけですね。

(事務局)

- ・ 県で提供できるサービス、例えば県営住宅の入居の要件や県立病院における面会等の親族の要件などを宣誓者に提供することを考えている。
- ・ その際には、法的な権利・義務は発生しない。

(委員)

- ・ 高浜町議会の一般質問において、「高浜町はパートナーシップ宣誓制度を導入する意志はないか」との質問があったが、「県の動向を見ながら考えたい」という消極的な回答だった。
- ・ 制度導入の取組について、各市町に対して県がリーダーシップを取っていただきたい。

(事務局)

- ・ パートナーシップ宣誓制度について、昨年度から各市町の担当職員との勉強会を重ねている。
- ・ 既に4市が導入している状況についても勉強会で共有しているところだが、市町にも様々な事情があることや、初めての試みということもあり、できるだけ各市町と意識を揃える形で、勉強会等を通じて情報交換をしており、引き続き務めていきたい。
- ・ 市町における制度導入は、それぞれの自治体で決めることが基本であるので、理解促進という点で、県としても一緒に勉強していきたい。
- ・ また、本制度は、条例を根拠としているわけではなく、あくまでも要綱に基づく制度であるため、法的な効果が生じるわけではない。
- ・ 要綱においてパートナーシップ宣誓の取扱いを決め、それに応じて、例えば県営住宅だと、現状は同居する場合は家族を要件としており、事実婚も認められているが、そういった取り扱いについて要綱を緩和してマイノリティの方も同様に同居を認めているという、要綱において具体的に緩和するという制度である。

(委員)

- ・ 行政の手続きの要綱によって定めるわけで、特に条例を作るわけではないということですね。

(事務局)

- ・ 他県でもほとんどは要綱で定めている。

(委員)

- ・できるだけ速やかに要綱が制定されるように、ということで当審議会の所感はそれよろしいか。(反対意見なし)

(4) その他

- ・事務局からの説明はなし

〈以下、(4) その他についての議事録〉

(委員)

- ・基本方針の高齢者について、P8の後半に医療環境の整備などの記載があるが、実際に過ごしている高齢者にとって住みやすい街なのか、利便性があるのかという視点も重要だと思う。
- ・支援体制について、降雪時に除雪車が入らない道路があり、特に高齢者が多い地区では除雪が困難なので、どう除雪するか対策が必要である。
- ・P15の患者について、認知症や発達障害など心療内科に通う患者は自分から言いたがらない。こっそりと病院に通っているが、暖かく見守る社会になると良いと思う。
- ・P16には自己決定の尊重とあるが、自己決定ができない人はどうするのかについて考えてほしい。
- ・子どもの分野に関連して、建物を持っていない教育機関が増えている気がする。不登校の子、県外に本部があって全国に散らばっているようなところは、学習支援センターというような名前で建物がある。そこに通っている子どもたちは確実にいること、そういう機関が世の中に増加していることから、人権教育の対象の中にそういう機関も含めてほしい。
- ・新任教員に対して人権教育をしているとあるが、新任だけではなく、全ての教員に対して繰り返し人権教育をしてほしい。
- ・子どもが欲しくてもできなかった人たちはたくさんいるため、そういった人たちに対する温かさも必要だと思う。

(事務局)

- ・高齢者に関する計画を今作成しているところ。資料1のP28に記載があるが、高齢者を支える基盤の整備という項目がある。除雪については、災害に備えた施設整備への支援ということで、市町や福祉団体の協力を得ながら行っていくことを目指している。地域にいる民生委員が見守ることで、一人で生活しづらい高齢者の方を支える仕組みづくりを進めている。市町や団体と協力して、今後も以上のことを進めていきたい。

(事務局)

- ・心療内科に通う人たちに対して温かく包み込むような社会ができないかについて、県では、フレンドリーな社会を築けるように理解促進を図る研修会を開催している。
- ・チームオレンジのように、活動を後押ししている。
- ・自己決定ができない方に対しては、権利擁護の推進を目的に相談窓口を設けており、周知に努めていきたい。

(事務局)

- ・学校の人権教育について、新任教員に対しては4月に人権研修を行っている。情報化の進展の中で、新しい人権課題が多く発生しており、教員自身がアップデートしていくことが重要であるため、一般教員・管理職も含めて、当事者の方の話や大学の先生の話動画を配信するなど、研修を各学校で行えるようにしている。
- ・不登校は増加している。多様な支援策ということで、県内には教育支援センター（適応指導教室）などがあり、学校になかなか来れない子に対して支援している。県はそういった機関と連絡・連携を取りながら、子どもたちを支援しており、人権教育も含めて多様な支援策については今後も考えていきたい。

(事務局)

- ・子どもが欲しくても恵まれなかった人について、県では、愛情のある環境に恵まれない子どもも多く存在していることから、里親の研修も実施しており、今後も地道に進めていきたい。

(委員)

- ・パートナーシップ宣誓制度は積極的に進めてほしい案件だと感じている。資料3に記載のある「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」が施行されたが、県はLGBTへの理解増進のために何をしていくのか。
- ・LGBTといっても、LGBとTはかなり違う印象である。例えば、トイレの問題について東京都で言うと、女性用、男性用、トランスジェンダー用をそれぞれ作ったという話があったが、県はこうした取り組みを進めていくのか。

(事務局)

- ・性的マイノリティの方への理解増進について、秋頃にパートナーシップ宣誓制度の導入を目指しているため、県民に対し、制度の周知をするとともに、職員向けのハンドブックを作成し、職員への研修も実施していく。
- ・これまで性的マイノリティについては人権基本方針にも記載したほか、近年は毎年講演会を開催しており、今年も開催する予定である。

- ・ 県民の方にまずは知ってもらうことが重要であり、制度ができてマジョリティの理解がないとうまく進まない。
- ・ トランスジェンダーについては、いろいろな問題がありトイレ問題は非常に難しい。トランスジェンダーの方に配慮すると逆に女性の方が不安を覚えるということもあり、慎重に進めていきたいと考えており、例えば、県庁では、今男女別となっている多目的トイレについて、一部を性別に関係なく使用できるトイレに変更した。既存の建物だと新たにトイレを作るのが難しいので、長期的な対応が必要になると思うがそういう方向で進んでいくと思う。

(委員)

- ・ 現在勤めている児童養護施設には心療科に通っている子がいる。「他の子どもに迷惑なのでいてもらおうと困る。」「学級に支障があるから連れて帰ってほしいとい」う理由により、学校へ登校しても、すぐに迎えを呼ばれる子どもがいて、1限目を受けれずに帰ってくる。
- ・ 児童養護施設では、虐待を理由に入所している子どもがおり、そのうちの1、2割は発達障害を抱えている。
- ・ 1限目を受けれずに帰ってきた子どもたちの教育を受ける権利をどう考えていけばいいのか。彼らの権利をどう保障していくべきか。向井先生、どうでしょうか。

(委員)

- ・ すべての学校の状況を把握しておらず、今聞いた話から、学校から迎えに来てほしいと言われる事案について、状況がわからないため判断は難しい。
- ・ 集団生活になじまない子どもたちは、「学校に来て先生に挨拶をして帰る。」また、「一時的に落ち着くまで校長室で預かる。」ということもある。学校では常に家庭と連携を取りながら進めている状況があり、個別の状況に応じて支援を実施している。
- ・ 児童相談所で一時保護される子どもについて、明日からの勉強がどうなるのか、どう過ごしているのか、情報を貰えない場合があるため担任は心配している。児童相談所からの連絡が頼りであり、相談所の職員が忙しいこともわかっているが、学校も悩みつつ対応している現状である。
- ・ 松本小学校では、空いている教室に、県の会計年度職員である特別支援講師を配置し、教室に行けない子どもが過ごせる場所を作っているが、学校によってできないところもあり、学校現場も悩みを抱えながら対応している状況である。

(委員)

- ・ トランスジェンダーのトイレ問題について、東京ではすべて個室にしようと考えており、手洗い場で男女が合流する形を考えている。

- ・大本山永平寺での法律相談を承っているが、参拝者に外国人が増えており、どっちのトイレに入った方が良いのかなど聞かれることもあるそうで、完全個室制に進んでいるように感じる。
- ・発達障害は増加しており、ある幼稚園では、専門校舎と専門教室ができるとのことだが、組織だってしっかりと、養護こども園などが発達していくと良いと思った。

(委員)

- ・発達障害や心療科に関することに携わっており、機能分化が進めば進むほど弊害が出てきて大変だが、1歳頃の検診時期に、療育センターで検査を受けると、療育の園と児童発達支援で支援を受けることができる。これは良いことだが、一方で、スティグマになる可能性がある。
- ・鬱は治るし、発達障害もだんだん社会に順応する可能性もあるが、一括りにするとあの人はそうなんだよというようなことがどうしても出てくるため大変難しい。
- ・福井新聞で、家庭内で行われている会話が書かれている漫画があるが、この言葉を話しているのは男性か女性かを自動的に決めつけてしまう固定概念がある。自分では気づかないうちに固定概念があったのだということを意識させられる広告だと思った。

(委員)

- ・高浜町では、部落差別問題をはじめ、あらゆる差別問題に対する活動を行っている。
- ・4月8日に、「破戒」を放映し、多くの方が視聴した。
- ・我々はおせっかいがましい立場であるということを強く感じてきた。人権啓発活動というと、相手方が、また人権かというような、おせっかいがましいことをしていると思われると感じることがある。
- ・人権擁護委員の立場からすると、そこを少しずつ崩していかないと、人権で悲しんでいる人を救えないなという思いで活動している。
- ・福井地方法務局に高浜町内の小学5年生の女子生徒から、「友達から悪口を言われ悲しかった。」という旨の手紙が届き、人権擁護委員の活動が3期目なので、私が回答を作成することになった。「この悲しかった思いを友達に伝えることができなければ先生に相談してはどうか」と返事をした。両親には伝えているものの、先生に相談していないことを不思議に感じた。最近、子どもたちはコロナ禍を経て、先生に話しにくいなど、状況に変化があるのかもしれないと私なりに感じている。周りには教育関係の方がいるので、こういう話も今後していきたい。
- ・人権擁護員になってから様々な人権侵害や差別があったが、形を変えてまで人権侵害はつきないのだなと思った。